#### 2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表 部局名:農林部

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日             | 契約の名称                               | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項 |
|----|------|----------------|-----------------|-------------------------------------|-----------|--|---|------------------|
| 1  | 農林部  | 農山村振興課         | 2021年<br>6月28日  | 捕獲アプリシステム (スマートジピエアプリ)<br>サービス等提供契約 | 4,895,000 | 東京都千代田区紀尾井町4番<br>1号ニューオータニガーデン<br>コート19階<br>RFJ株式会社<br>代表取締役社長 二峰 浩一 | 本県では、市町が戦略的・効率的な有害鳥獣被害対策を実践できるよう、被害情報、捕獲情報及び防護柵の整備状況などを一元管理・見える化した電子マッシステムの整構を進するため、本県が研究代表機関を務める研究コンソーシアムにおいて、行政と連携して鳥獣被害対策の地図化システムを開発した実績のあるRFJ株式会社が参画し、平成30年度から捕獲情報アブリの開発に取り組んだ結果、捕獲者がスマートフォンにより捕獲個体を撮影するだけで体長もものであるに、捕獲個体を撮影するだけで体長ももの市町がオンラインで共有できるとは、本県の効果的・効率的な鳥獣対策の推進に資することは、本県の効果的・効率的な鳥獣対策の推進に資することは、本県の効果的・対策が変がない。対策アブリを普及することは、本県の対果的・対策が表した。当該アブリを普及することは、本県の対果的・対策が表した。当該アブリを普及することは、本県の対果的・対策が表した。実証に当たり、当該アブリの販売やデータサービスを行っている業者は、郊界コンソーシアムにおいため、当該業者と随意契約を行う。 | 第167条の2第1項第2号    |
| 2  | 農林部  | 農山村振興課         | 2021年<br>10月15日 | 令和3年度特定鳥獣イノシシ等捕獲技術研修業<br>務委託        | 2,278,540 | 長崎市樺島町9-13-30<br>2<br>一般社団法人長崎県猟友会<br>会長 杉谷 和彦                       | 特定鳥獣イノシシの捕獲技術向上研修にあたっては、イノシシ、わな及び猟銃の取扱い等に専門的知識を有し、かつ、狩猟全般について精通している者がその任にあたらなければならない。また、県内の特定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 第167条の2第1項第2号    |

2022年3月末現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                                      | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|------|----------------|----------------|--|-----------|--|---|-------------------|
| 3  | 農林部  | 農山村振興課         | 2021年<br>12月3日 | 農山村の魅力発信動画作成等業務委託                          | 2,541,000 | 長崎市茂里町3番2号長崎文化放送株式会社代表取締役 壹岐 正                                 | 本業務は、都市部在住の概ね20歳代から40歳代の移住検討者をターゲットとして本県農山村部への移住を促す動画の作成およびそのプロモーションを行うものであり、動画作成、メディアの利活用等に深い知見や企画立案能力を有する事業者に委託する必要がある。業務実施にあたっては、動画の構成・演出といったクリエイティブな技術力が必要であり、また、動画の信についても、事業の効果的な実施を図るため、フェイスブックやYouTube、Twitter等多岐にわたるSNSの利用媒体それぞれの特長を活かして閲覧者を惹きつけ、視聴やアクセスに繋げるための高い専門性や直立案能力が求めらたとい価格競争には適さない業務である。そのため、複数の民間事業者から企画提案を募集し、その内容の優劣により、委託先を決定することに、事業効果の最大化を図る必要がある。以上の理由により、公募型プロボーザル方式により、最も優れた提案を行った者を契約候補者として選定した。よって、契約の相手方が最も優れた提案を行った者に特定されることから、競争入札によることができないため随意契約とした。 | 第167条の2第1項第2号     |
| 4  | 農林部  | 農村整備課          | 2021年 5月11日    | 令和3年度長崎ため池保全管理サポートセンター業務委託                 | 7,260,000 | 長崎市大黒町9番17号長崎県土地改良事業団体連合会会長古川隆三郎                               | 長崎ため池保全管理サポートセンター業務委託は、令和2年10月施行の「ため池工事特措法」第6条第1項に、「都道府県は、推進計画に基づく防災工事等を実施する者に対し、防災工事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な技術的な指導、助言その他の援助に努めるものとする。」と規定されていることから、これらの援助に関する業務を行うものである。また、「ため池工事特措法」第6条第2項に、「都道府県は、援助に関し必要があると認めるときは、土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。」と規定されていることから、長崎ため池保全管理サポートセンターの業務については、土地改良事業団体連合会に委託を行う。  | 第167条の2第1項第2号     |
| 5  | 農林部  | 農村整備課          | 2022年<br>3月30日 | 令和4年度補助版農業農村整備標準積算システムVer.3 長崎県版運用保守改良業務委託 | 5,800,300 | 東京都中央区日本橋富沢町1<br>0番16<br>一般社団法人 農業農村整備<br>情報総合センター<br>理事長 高橋 強 | 積算システムとは、農林水産省が直轄工事のため開発したもの。 (一社)農業農村整備情報総合センターは農林水産省が開発した積算システムを県等の利用団体での使用を可能とするため、農林水産省と使用許諾契約を締結し、このシステムを補助版標準積算システムへ改良し提供・管理を行っている。補助版標準積算システムは同センターが著作権を有しているため、同センター以外がシステムの改良及びメンテナンス等を行うことができない。これにより契約の相手方が特定される。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                           | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項           |
|----|------|----------------|----------------|---------------------------------|------------|--|--|----------------------------|
| 6  | 農林部  | 農村整備課          | 2022年<br>3月30日 | 令和4年度災害復旧事業事務システム運用保守<br>改良業務委託 | 2,750,000  | 東京都中央区日本橋富沢町1<br>0番16<br>一般社団法人 農業農村整備<br>情報総合センター<br>理事長 高橋 強 | 災害復旧事業事務システム(一社)農業農村整備情報<br>センターが農林水産省指導のもとに平成17年に開発<br>したもの。<br>使用許諾権を有しているため、同センター以外がシス<br>テムの改良及びメンテナンス等を行うことが出来ない<br>。<br>これにより相手方が特定される。  | 第167条の2第1項<br>第2号          |
| 7  | 農林部  | 諫早湾干拓課         | 2022年<br>3月31日 | 諫早湾干拓農地賃貸借契約                    | 1,662,222  | 長崎市尾上町3番1号<br>公益財団法人長崎県農業振興<br>公社<br>理事長 上田 祐司                 | 国営諫早湾干拓事業は、平成19年に完成し、平成20年4月より当地への入植・増反者による本格的な営農が開始されている。当地では、平坦かつ広大な優位性を生かし、環境と調和した先進的な農業を積極的に推進することとしている。当地で展開する環境保全型農業の技術を確立し、営農のリスクを回避するとともに早期に営農を定着させるには、入植・増反者の営農品目であるタマネギ・キャベツ・レタス等について、当地で栽培を行うほ場を確保することが必要である。以上のことから、本件干拓地内のすべての農地を保有する(公財)長崎県農業振興公社より借受を行うものである。 | 第167条の2第1項第2号              |
| 8  | 農林部  | 農産園芸課          | 2021年<br>8月13日 | ユーゲサイドD(テックス板)の購入               | 44,198,000 | 鹿児島県鹿児島市南栄2丁目<br>9番地<br>サンケイ化学株式会社<br>代表取締役 福谷 明               | ミカンコミバエの防除対策については、農薬を染み込ませた誘殺板(テックス板)を用いて行うものであるが、テックス板を販売している業者は国内で3社のみであり、うち2社は沖縄県内の業者で、沖縄県外への出荷販売は行っていない。よって、購入できる業者はサンケイ化学株式会社のみであるため、当該業者と随意契約を行う。  | 特例を定める政令<br>第11条第1項第1<br>号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日             | 契約の名称                | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|------|----------------|-----------------|----------------------|------------|---|---|-------------------|
| 9  | 農林部  | 農産園芸課          | 2021年<br>8月13日  | ミカンコミパエ防除に係る航空防除業務委託 | 35,734,006 | 佐賀県佐賀市大字犬井道94<br>76番地188<br>エス・ジー・シー佐賀航空株<br>式会社<br>代表取締役 中山 光吉 | ミカンコミバエの航空防除は、有人へリコブターを用いて4.5cm四方の誘殺板を目視により森林等に散布することにより実施するものであるが、その際、誘殺板の効果を安定させるために、面積当りの散布枚数が定められている(1haあたり1~3枚)。面積に応じた既定枚数を一定の速度で河川や住宅地等の散布除外エリアを確実に避けながら、天候をも過期間でが変更に、また、必要があるとから、空気ができるして、そのでは、で、いずれらで、とないで、で、は、で、いずれらで、とないで、で、は、で、いずれらで、で、で、これをで、で、で、これをで、これで、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 10 | 農林部  | 農産園芸課          | 9月8日            | コーゲサイドD(テックス板)の購入    | 21,560,000 | 鹿児島県鹿児島市南栄2丁目<br>9番地<br>サンケイ化学株式会社<br>代表取締役 福谷 明                | ミカンコミバエの防除対策については、農薬を染み込ませた誘殺板(テックス板)を用いて行うものであるが、テックス板を販売している業者は国内で3社のみであり、うち2社は沖縄県内の業者で、沖縄県外への出荷販売は行っていない。よって、購入できる業者はサンケイ化学株式会社のみであるため、当該業者と随意契約を行う。   | 第167条の2第1項第2号     |
| 11 | 農林部  | 農産園芸課          | 2021年<br>10月19日 | ユーゲサイドD(テックス板)の購入    | 13,205,500 | 鹿児島県鹿児島市南栄2丁目<br>9番地<br>サンケイ化学株式会社<br>代表取締役 福谷 明                | ミカンコミバエの防除対策については、農薬を染み込ませた誘殺板(テックス板)を用いて行うものであるが、テックス板を販売している業者は国内で3社のみであり、うち2社は沖縄県内の業者で、沖縄県外への出荷販売は行っていない。よって、購入できる業者はサンケイ化学株式会社のみであるため、当該業者と随意契約を行う。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名                                     | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|------|----------------|----------------|----------------------|------------|--|---|-------------------|
| 12 | 農林部  | 農産園芸課          | 2021年<br>11月2日 | ミカンコミバエ防除に係る航空防除業務委託 | 35,575,232 | 佐賀県佐賀市大字犬井道9476番地188エス・ジー・シー佐賀航空株式会社代表取締役中山 光吉   | まカンコミバエの航空防除は、有人へリコブターを用いて4.5cm四方の誘殺板を目視により森林等に散布することにより実施するものである積当りの散布枚数が定められている(1haあたり1~3枚)。面積に応じた既定枚数を一定の速度で河川や住宅・等の散布除外エリヤを確実に避けないままで、表候をがらられているでは、一般社のでは、できるに、できないがらいるである。とから、高度な飛行技術とととをできながらら、高度な飛行技術ととをできないがある。とから、高度な飛行技術ととのでは、できるして、必要として、おり、では、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないがある。また、これまでミカウスを削り、でも和2年度に鹿児島県、今和3年度に熊本県におり、他に実務経験を有している業績がある。また、これまでミカションに、今和2年度に鹿児島県、今和3年度に熊本県におり、他に実務経験を有している業績がある。は、できる航空会社はいるのは、大ののより防除が、大・シー・を質が立ているのはエス・ジー・・シー・佐賀航空(株)のみである。よって、実施できる航空会社はエス・ジー・シー佐賀航空(株)のみであるため、当該航空会社と随意契約を行う。 | 第167条の2第1項第2号     |
| 13 | 農林部  | 農産園芸課          | 2021年<br>11月4日 | ユーゲサイドD(テックス板)の購入    | 27,489,000 | 鹿児島県鹿児島市南栄2丁目<br>9番地<br>サンケイ化学株式会社<br>代表取締役 福谷 明 | ミカンコミバエの防除対策については、農薬を染み<br>込ませた誘殺板(テックス板)を用いて行うものであ<br>るが、テックス板を販売している業者は国内で3社の<br>みであり、うち2社は沖縄県内の業者で、沖縄県外へ<br>の出荷販売は行っていない。<br>よって、購入できる業者はサンケイ化学株式会社の<br>みであるため、当該業者と随意契約を行う。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日           | 契約の名称           | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名                 | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項 |
|----|------|----------------|---------------|-----------------|-----------|------------------------------|--|------------------|
| 14 | 農林部  | 農産加工流通課        | 2021年<br>4月1日 | 6次産業化サポート事業業務委託 | 7,156,490 | 長崎市桜町4番1号長崎県中小企業団体中央会会長石丸 忠重 | 当該業務は、6次産業化のための拠点を設置し、民間の専門家で構成する6次産業化の大変を派遣し、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営全体の付加価値額向上のための経営改善の取組を支援するものである。 国の農山漁村6次産業化対策事業補助金を財源としており、ブランナーの謝金単価は国の標準額に準拠とない。大変に変しており、派遣旅費等も実費精算であることがら、第争入札には適さない。大学では、1、大学には、1、大学では、1、大学がは、1、大学がは、1、大学に | 第167条の2第1項第2号    |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日           | 契約の名称  | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|------|----------------|---------------|--|-----------|--|---|-------------------|
| 15 | 農林部  | 農産加工流通課        | 2022年<br>2月1日 | 長崎県プランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」PR動画制作及び広告業務委託          | 2,453,000 | 長崎市出島11番1号株式会社長崎国際テレビ代表取締役社長 袴田直希                          | 本業務は、40~60代女性をシンドストラットでは、   | 第167条の2第1項第2号     |
| 16 | 農林部  | 畜産課            | 2021年<br>4月1日 | <ul><li>令和3年度凍結精液流通管理システム保守管理<br/>委託</li></ul> | 2,097,480 | 鹿児島県鹿児島市東開町4-<br>104<br>(株)南日本情報処理センタ<br>一<br>代表取締役社長 中村 洋 | 本システムは、(株)南日本情報処理センターがプログラムの著作権を有し保守管理を行っている「和牛登録システム(全国和牛登録協会長崎県支部)」と連結して同社が開発したものである。  保守管理にあたっては、プログラムの不具合やシステム障害に対応し、両システムを同時にチェックする必要があるが、これらの作業が可能な業者は開発元である(株)南日本情報処理センター以外にない。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため随意契約を行う。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称                                      | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名                            | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項 |
|----|------|----------------|----------------|--|------------|---|--|------------------|
| 17 | 農林部  | 畜産課            | 2021年<br>4月15日 | 令和3年度畜産コンサルタント業務委託                         | 4,243,800  | 長崎市銭座町3番3号<br>一般社団法人長崎県畜産協会<br>会長 松田 辰郎 | 畜産経営における現状分析とともに問題点の抽出や改善指導、さらには畜産経営技術の高度化に向けた助言等が本業務の委託内容であるため、相手方は、公益社団法人中央畜産会の総括畜産コンサルタント資格を有し、畜産経営・技術のノウハウ等によって経営内容を診断し、抽出した問題点に対する的確な助言等が実施可能な機関に特定される。   | 第167条の2第1項第2号    |
| 18 | 農林部  | 畜産課            | 2021年<br>6月28日 | 令和3年度次世代高能力雌牛群整備促進事業に<br>係るゲノミック評価活用支援業務委託 | 11,994,977 | 銭座町3-3<br>一般社団法人長崎県畜産協会<br>会長 松田辰郎      | 肉用繁殖雌牛の能力向上、長崎和牛の品質向上のため、令和3年度より次世代高能力雌牛群整備促進事業において肉用牛のゲノミック評価の活用を計画している。本事業によるゲノミック評価業務では、 県下各地域JA等からDNAサンプルおよび血縁情報を収集し分析機関へ送付する業務 分析機関が所が上選定をある。これらの業務については県下各地域JA等おもの戦務については県下各地域JA等および高能力必要である。これらの業務については県下各地域JA等および一般関の双方と、迅速で正確なサンブルや情報と供が必要である。また、本県肉用牛農家を対象に、本事業で必要なオレイン酸を含む牛のゲノミック評価を実業で必要なオレイン酸を含む牛のゲノミック評価を実施できる分析機関は自由との契約は各都道府県で1つなり、業務委員の対しては、一社)長崎県の窓西団体と締結することとされている。長崎県の窓西団体と締結することとされている。長崎県の窓西町体と締結することから、同協会との随意契約を行うものである。 | 第167条の2第1項第2号    |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日             | 契約の名称                              | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名                                     | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項 |
|----|------|----------------|-----------------|------------------------------------|-----------|--|---|------------------|
| 19 | 農林部  | 畜産課            | 2021年<br>11月15日 | 防疫資材(消石灰)売買契約                      | 5,973,825 | 長崎市出島町1番20号<br>全国農業協同組合連合会長崎<br>県本部<br>県本部長 白石哲郎 | 令和3年11月10日、秋田県において今シーズン初となる鳥インフルエンザの発生が確認され、本県への侵入リスクが高い状況となった。このことから、家畜伝染病予防法第9条に基づく都道府県知事による消毒等の宗施施資材(消石灰)を至免。と判断し、そのために必要な資材(消石灰)を至急確保する必要がある。なお、消毒等の命令については、その実施期日の10日前までに公示する必要があるが、法第9条の場合にあっては、実施期日の3日前までに短縮して公示することができるととができるに変素を表現して公司、関連では、大量のの資材の確保が急務であり、「緊急消毒を連合の必要により別表している。以上のことから、緊急消毒を連やかに実施するための資材の確保が急務であり、「緊急所に対している。以上の主とができない」ため、随意契約を行う。また、家畜伝染病の防疫対策については、大量の防疫対策に関する部と防疫資材の供給に係る協が、「不動力の会にである場合であるが、大量の防疫対策に関する部と防疫資材の供給に係る協力、「不動力の会にであるが、人生の質が発生についても、大量の方式を短期間に県外の高い(24箇所)の、対していることができなが必要量を確保に関するのより、大量の方式を対しているものが多により、大量の方式を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を | 第167条の2第1項第5号    |
| 20 | 農林部  | 畜産課            | 2022年<br>3月25日  | 令和4年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業<br>に係る委託業務 | 4,156,551 | 東彼杵郡川棚町三越郷51-2<br>ハラサンギョウ株式会社<br>代表取締役 原 隆       | 本業務は、BSE対策特別措置法で義務付けられている死亡牛(96か月齢以上の死亡牛の全頭、48か月齢以上の死亡牛の全頭、48か月齢以上の起立不能牛)のBSE検査を実施するため、農家等で死亡した検査対象牛を家畜保健衛生所獣医師が効率的かつ、漏れなく検査材料を採取することができるよう、該当死亡牛の一時保管と採材協力等を行うものである。病性鑑定牛として家畜保健衛生所へ搬出される牛以外の死亡牛は、検査対象であるか否かに関わらず「化製場等に関する法律」に規定する死亡獣畜取扱場へ搬入し、処分されている。検査対象牛の検査を漏れなく実施するため、死亡牛が搬入、処分される死亡獣畜取扱場へ委託することが効率的であり、ハラサンギョウ株式会社が運営する死亡獣畜取扱場に搬入された検査対象牛について当該組合へ本業務を委託するため、契約相手方が特定される。   | 第167条の2第1項第2号    |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名)                              | 契約日            | 契約の名称                              | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|------|---|----------------|------------------------------------|-----------|--|---|-------------------|
| 21 | 農林部  | 畜産課 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | 2022年<br>3月25日 | 令和4年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業<br>に係る委託業務 | 9,669,000 | 諫早市下大渡野町2041-<br>1<br>長崎レンダリング協同連合<br>理事長 本田 清秀          | 本業務は、BSE対策特別措置法で義務付けられている死亡牛(96か月齢以上の死亡牛の全頭、48か月齢以上の起立不能牛)のBSE検査を実施するため、農家等で死亡した検査対象牛を家畜保健衛生所獣医師が効率的かつ、漏れなく検査材料を採取することができるよう、該当死亡牛の一時保管と採材協力等を行うものである。病性鑑定牛として家畜保健衛生所へ搬出される牛以外の死亡牛は、検査対象であるか否かに関わらず「化製場等に関する法律」に規定する死亡獣畜取扱場へ搬入し、処分されている。検査対象牛の検査を漏れなく実施するため、死亡牛が搬入、処分される死亡獣畜取扱場へ委託することが効率的であり、長崎レンダリング協同組合が運営する死亡獣畜取扱場に搬入された検査対象牛について当該組合へ本業務を委託するため、契約相手方が特定される。 | 第167条の2第1項第2号     |
| 22 | 農林部  | 畜産課   | 2022年<br>3月29日 | 凍結精液流通管理システム保守管理業務委託契<br>約         | 2,118,600 | 鹿児島県鹿児島市東開町4-<br>104<br>株式会社 南日本情報処理センター<br>代表取締役社長 中村 洋 | 本システムは、㈱南日本情報処理センターがプログラムの著作権を有し、保守管理を行っている「和牛登録システム(全国和牛登録協会長崎県支部)」と連結して、同社が開発したものである。<br>保守管理に当たっては、プログラムの不具合やシステム障害に対応し、両システムを同時にチェックする必要があることから、同社と随意契約を締結する必要がある。  | 第167条の2第1項第2号     |
| 23 | 農林部  | 林政課   | 2021年<br>4月1日  | 令和3年度新たな森林管理システムモデル推進<br>業務委託      | 5,049,000 | 諫早市貝津町1122番地6<br>公益社団法人長崎県林業公社<br>理事長 綾香 直芳              | 令和元年度より実施している本委託事業は、市町が実施する新たな森林管理システムを推進するため、市町職員が活用する実務事務マニュアルを作成するための資料をモデル地区での実務事務を実施することで収集する。さらに林業職ではない市町職員に対する技術研修を実施する。林業の実務経験の少ない市町職員を実施する。林業の実務経験の少ない市町職員を実施する。林業の実務経験の少ない市町職員を不可欠である。長崎県林業公社は、入札発注して森林整備を行なう県内唯一の森林整備法人であり、分収林契約の契約事務に伴う法連報の設計・積算・現場監での一連の素林を構事業の設計・積算・現場監での一連の業務に関するマニュアル作成と研修会業務を一体となって実施できるのは、長崎県林業公社のみである。                         | 第167条の2第1項<br>第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名)                                    | 契約日            | 契約の名称                                 | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令適用条項      |
|----|------|---|----------------|---------------------------------------|-----------|---|---|-------------------|
| 24 | 農林部  | 林政課   | 2021年<br>4月1日  | ながさき森林づくり担い手対策事業等業務委託                 | 9,890,489 | 諫早市貝津町1122番地6<br>一般社団法人長崎県林業協会<br>会長理事 八江 利春                | 森林整備の担い手を確保するため、高校生等に対して<br>林業への就業説明会やお試し林業体験等を実施すると<br>ともに、建設業等からの参入を促す新規参入研修や林<br>業専業作業員のリーダーの育成及びスキルアップを図<br>るための研修を実施するなど林業事業体の育成を効果<br>的に行うため、「林業労働力の確保の促進に関する法<br>律」に基づき、知事が「林業労働力確保支援センター」として県内で唯一指定している長崎県林業協会と連<br>携して実施することが必要であるため、当該団体に委<br>託するもの。                | 第167条の2第1項第2号     |
| 25 | 農林部  | 林政課   | 4月1日           | 伐木・安全技術向上に向けた林業技術者交流事業業務委託            | 7,399,384 | 諫早市貝津町1122番地6<br>一般社団法人長崎県林業協会<br>会長理事 八江 利春                | 森林組合や民間事業体の枠を超えて、林業技術者の伐<br>採技術の向上を図り、担い手を育成していく取組を効<br>果的に行うためには、県下の林業団体(長崎県森林組<br>合連合会、長崎県治山林道協会、長崎県森林土木建設<br>業協会、長崎県木材組合連合会、長崎県林業公社、<br>崎県林業コンサルタント)が組織し、かつ「林業労働<br>力の確保の促進に関する法律」に基づき、知事が「林<br>業労働力確保支援センター」として県内で唯一指定し<br>ている長崎県林業協会と連携して実施することが必要<br>であるため、当該団体に委託するもの。 | 第167条の2第1項第2号     |
| 26 | 農林部  | 林政課   | 2021年<br>4月28日 | 令和3年度新土木工事積算システムデータ(森<br>林土木体系)改訂業務委託 | 7,480,000 | 長崎市田中町585-5<br>扇精光ソリューソンズ(株)<br>代表取締役 一瀬 勝範                 | 本業務はシステムの改変を伴い、プログラムの複製<br>や改変、一部使用は著作権を侵害する行為となるため<br>、著作権を有する扇精光以外は改変を行うことができ<br>ないため。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 27 | 農林部  | 林政課   | 2022年<br>3月28日 | 令和4年度長崎県森林クラウドシステム管理保守業務委託            | 8,635,000 | 長崎市葉山1丁目28-1<br>応用地質株式会社 長崎営業<br>所<br>営業所長 松崎 敏秀            | 長崎県森林クラウドシステムは令和3年度に一般競争<br>入札を実施した結果、応用地質株式会社が開発したG<br>ISソフト上に長崎県独自の森林情報を搭載し構築した。<br>応用地質株式会社は、長崎県森林クラウドシステムの<br>GISエンジンの商標・著作権を保有しているため、<br>同社以外がシステムの改良及びメンテナンス等を行う<br>ことはできない。これにより契約の相手方が応用地質<br>株式会社に特定される。   | 第167条の2第1項第2号     |
| 28 | 農林部  | 肉用牛改良センター<br>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2021年<br>4月1日  | 肉用牛の委託販売                              |           | 福岡県太宰府市都府楼南5-<br>15-2<br>JA全農ミートフーズ株式会社 九州営業本部<br>本部長 森山 篤志 | 肉用牛改良センターでは、種雄牛の能力を判定する必要から日本食肉格付協会が事務所を設置している佐世保食肉センターへの出荷を行っている。<br>佐世保食肉センターへの肉牛の出荷、枝肉販売、販売額の精算まで一連の手続きを一括して行い、かつ年間を通して緊急時に受け入れを行うことができるのは、全農ミートフーズのみであり、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。   | 第167条の2第1項<br>第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称            | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名                                  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|------|----------------|----------------|------------------|-----------|---|--|-------------------|
| 29 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | 2021年<br>4月7日  | 現検牛計4頭(虹他)売買契約   | 2,431,000 | 壱岐市芦辺町国分東触706番地<br>壱岐肉用牛改良組合<br>組合長 成石 定建     | 県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場を代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。 | 第167条の2第1項第2号     |
| 30 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | 2021年<br>4月8日  | 直検牛2頭(太郎25他)売買契約 | 2,068,000 | 平戸市田平町大久保免154<br>4<br>北松地区和牛育種組合<br>組合長 松田 辰郎 | 県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代徒定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。 | 第167条の2第1項第2号     |
| 31 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | 2021年<br>4月8日  | 現検牛7頭(勝若葉他)売買契約  | 5,885,000 | 平戸市田平町大久保免154<br>4<br>北松地区和牛育種組合<br>組合長 松田 辰郎 | 県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代徒定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。 | 第167条の2第1項第2号     |
| 32 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | 2021年<br>4月12日 | 現検牛4頭(悠秀42他)売買契約 | 3,773,000 | 五島市吉久木町 9 3 8<br>五島和牛育種組合<br>組合長 家永 嘉弘        | 県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体理調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称              | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名                                    | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|------|----------------|----------------|--------------------|-----------|---|--|-------------------|
| 33 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | 2021年<br>4月19日 | 現場検定牛計10頭(正晴他)売買契約 | 8,420,500 | 雲仙市吾妻町永中名1283<br>-1<br>県南地域和牛改良協議会<br>会長 金澤 秀三郎 | 県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。 | 第167条の2第1項第2号     |
| 34 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | 2021年6月11日     | 現場検定牛計7頭(将勝他)売買契約  | 5,604,500 | 雲仙市吾妻町永中名1283<br>-1<br>県南地域和牛改良協議会<br>会長 金澤 秀三郎 | 県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |
| 35 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | 2021年6月16日     | 直検牛2頭(亀隆3他)売買契約    | 2,035,000 | 平戸市田平町大久保免154<br>4<br>北松地区和牛育種組合<br>組合長 松田 辰郎   | 県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。 | 第167条の2第1項第2号     |
| 36 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | 2021年<br>7月16日 | 現検牛計4頭(黒2378他)売買契約 | 3,119,600 | 壱岐市芦辺町国分東触706番地<br>壱岐肉用牛改良組合組合長成石定建             | 県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。 | 第167条の2第1項<br>第2号 |

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日             | 契約の名称               | 契約金額(円)    | 契約の相手先、住所、氏名  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項  |
|----|------|----------------|-----------------|---------------------|------------|---|--|-------------------|
| 37 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | 2021年<br>10月15日 | 直検牛計2頭(久金他)売買契約     | 2,172,500  | 壱岐市芦辺町国分東触706番地<br>壱岐肉用牛改良組合<br>組合長 成石 定建                 | 県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場を(検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。   | 第167条の2第1項第2号     |
| 38 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | 2022年<br>2月2日   | 現検牛計10頭(星一他)売買契約    | 8,338,000  | 平戸市田平町大久保免154<br>4<br>北松地区和牛育種組合<br>組合長 田中 芳秀             | 県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争人札に適さない」ため、随意契約を行なう。   | 第167条の2第1項第2号     |
| 39 | 農林部  | 農林技術開発センター     | 2021年<br>4月1日   | 令和3年度豚の委託販売契約       | 単価契約別紙のとおり |   | 当センターでは年間300~400頭の豚肥育試験を行い、試験終了後には枝肉や肉質を測定分析する必要がある。 正確なデータを収集するため試験豚は一定体重(約110kg)でと畜することとしているが、個体差があるため、出荷期には目標体重に達した豚から週2回程度の頻度で出荷している。また、枝肉調査についてもその都度実施するため、移送中の事故回避や試験豚への移送ストレスを極力かけずに正確なデータを収集するためにも、当センターからもっとも近い島原半島地域食肉センターへの出荷が不可欠である。島原半島地域食肉センターへ出荷し、試験設計に応じた集出荷に対応できるのは雲仙養豚農業協同組合だけであり、契約相手方が特定される。 | 第167条の2第1項第2号     |
| 40 | 農林部  | 農林技術開発センター     | 2021年<br>4月1日   | 令和3年度肉用牛、乳用牛の委託販売契約 | 単価契約別紙のとおり | 福岡県太宰府市都府楼南5-<br>15-2<br>JA全農ミートフーズ株式会社<br>九州営業本部本部長 森山篤志 | 農林技術開発センターでは、「長崎和牛」のブランド確立と効率的かつ省力的な生産管理技術の確立のため研究を行う目的から、評価を実施している(公社)日本食肉格付協会が事務所を設置している佐世保食肉センターへの出荷を行っている。<br>佐世保食肉センターへの肉牛の出荷、枝肉販売、販売額の精算、サンブルの確保まで一連の手続きを一括して行い、かつ年間を通して緊急時に受け入れを行うことができるのは、全農ミートフーズのみであり、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。  | 第167条の2第1項<br>第2号 |

| 202 | コーラ 限反視を | 他人に随息契約一       | 見衣             | 部间省 . 展外部          |           |              | 202  | 2年3月不現住          |
|-----|----------|----------------|----------------|--------------------|-----------|--------------|--|------------------|
| 番号  | 所管部局     | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日            | 契約の名称              | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名 | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項 |
| 41  | 農林部      | 農林技術開発センター     | 2022年<br>2月18日 | 肥育素牛(去勢子牛(黒毛和種))購入 | 9,728,400 | - 1          | 展林技術開発センターでは、肥育前期の粗飼料利用性向上による長崎和牛の品質向上について研究している。このため、試験に必要な系統・発育の条件を満たした6~7ヶ月齢の対象子牛を、同時に必要頭数確保しなければならない。 子牛の購入は、家畜取引法および長崎県子牛子馬取引条例において、公正な取引と適正な価格形成を確保するため家畜市場において売買することとされている。  一方、地方自治法第234条で、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」とあり、せり買いは認められていないため、購入方法は、家畜市場の業務規定にある評価購買(随意契約)とする。 令和3年度においては、条件を満たす子牛の頭数が十分確保でき、輸送コストが小さい県南市場から購入する。 「評価購買」評価委員を定め、家畜の評価を決定し、これを基に | 第167条の2第1項第2号    |
|     |          |                |                |                    |           |              | 随意契約を行う方法  |                  |

2022年3月末現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約日        | 契約の名称               | 契約金額(円)   | 契約の相手先、住所、氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項 |
|----|------|----------------|------------|---------------------|-----------|--|--|------------------|
| 42 | 農林部  | 農業大学校          | 2021年6月17日 | 肥育素牛(黒毛和種去勢牛)5頭売買契約 | 4,411,000 | 雲仙市吾妻町永中名1283<br>-1<br>全国農業協同組合連合会長崎<br>県本部県南畜産事業所<br>所長 山本 達志 | 農業大学校畜産学科学生の飼養管理技術の習得、プロジェクト学習のため、59年代の10年代の10年代の10年代の10年代の10年代の10年代の10年代の10 | 第167条の2第1項第2号    |

# 別紙

# 佐世保出荷時

| 項目     | 単                     | ·備考         |
|--------|-----------------------|-------------|
| 屠場経費   | -                     |             |
| 市場手数料  | 売払金額(税抜)×3.5%×(税)     | -           |
| 出荷奨励金  | 売払金額 (税抜) ×▲1.5%× (税) |             |
| 屠場使用料  | 2,420円/頭              | 0           |
| 解体手数料  | 2,904円/頭              | 5           |
| 検査手数料  | 650円/頭                | +           |
| 格付料    | 566円/頭                |             |
| 冷蔵庫使用料 | 460円/頭/日              |             |
| 全農控除料  | 7 )                   |             |
| 手 数 料  | 売払金額(税抜)×0.6%×(税)     | 相対の場合 1.6%  |
| 運搬料    | 5,830円/頭              |             |
| 共 助 金  | 売払金額(税抜)×0.2%         | 瑕疵の場合 0     |
|        |                       | 但しシミとアタリは除く |

別紙 部局名:農政課(農林技術開発センター) 契約日:令和3年4月1日 契約の名称:豚の委託販売

| 項目    | 単 価         | 備考 |
|-------|-------------|----|
| 販売手数料 | 販売価格の2.0%   |    |
| と畜検査料 | 1頭につき330円   |    |
| と場経費  | 定められた経費の実費額 |    |
| 運搬料   | 定められた経費の実費額 |    |

部局名:農政課(農林技術開発センター) 契約日:令和3年4月1日

別紙

| 項目    | 単 価             | 備考 |
|-------|-----------------|----|
| 販売手数料 | 販売価格の0.6%又は1.6% |    |
| 互助金   | 販売価格の0.2%       |    |
| と場経費  | 定められた経費の実費額     |    |
| 運搬料   | 実費額             |    |

契約の名称: 肉用牛の委託販売